

下関市S L L活用支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の環境に配慮した経営への転換を促進し、金融機関が取り扱うサステナビリティ・リンク・ローン（以下「S L L」という。）を活用した事業者に対し、S L Lの活用検討から設定した目標の達成又は継続的な取組までを支援する専門的業務の費用の一部を補助し、もって本市の地域経済を活性化することを目的とする下関市S L L活用支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) S L L 借り手がサステナビリティに関する野心的な目標を設定し、その達成度合いと融資条件が連動する融資で、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等が策定した「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び環境省が策定した「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に適合し、又はこれらに準拠して組成されたものをいう。
- (2) S P T s サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの略で、社会の持続可能性に向けたサステナビリティ活動に関する目標をいう。
- (3) K P I キーパーフォーマンスインジケータ（重要業績評価指標）の略で、組織の目標の達成状況を定点観測するための定量的な指標をいう。
- (4) S B T 認定 パリ協定が求める「世界の平均気温上昇を1.5℃以内に抑える」水準に整合した、企業による科学的根拠に基づく温室効果ガス削減目標。国際的な機関であるS B Tイニシアチブ（S B T i）により審査・承認（ターゲットバリデーション。中小企業向けSME Target Validationを含む）されたものをいう。
- (5) 検証機関 S L Lにおいて設定されたS P T s 又はK P Iの達成状況その他の実績について検証を行う機関をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有して1年以上事業を営み、かつ、引き続き市内において事業の継続意思を有すること。

- (2) 第6条の規定による補助金の交付の申請の日において、下関市環境配慮行動優良事業者として、下関市から認定されていること。
- (3) S L Lによる融資契約を締結している者であること。
- (4) S B T認定を取得していること。
- (5) 下関市税の滞納がないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であつて、事業を営むもの（中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。）をいう。以下同じ。）が所有又は出資している事業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有し、又は出資している事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者
- (7) 代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。
- (8) 公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の中小企業が金融機関とS L L融資契約を締結し、S P T s 及びK P Iの達成又は継続的な取組を行うために必要となる専門的支援（現状分析、計画策定、金融機関との協議及び調整、モニタリング体制の構築並びに事後検証を含む。）とする。この場合において、補助対象事業とするS L Lは、温室効果ガス排出量の削減（二酸化炭素排出量の削減を含む。）に関するS P T s 又はK P Iが設定されたものに限る。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる業務に係る経費とする。

- (1) S L L活用に向けた現状分析及び計画策定支援
- (2) S P T s 及びK P Iの設定
- (3) 金融機関との協議及び調整支援
- (4) モニタリング体制の構築支援
- (5) 設定した目標の達成に係る事後検証
- (6) 検証機関による検証業務
- (7) その他市長が特に必要と認める支援業務

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、150万円を上限とする。

2 補助対象経費のうち、他の公的補助金又は助成金の交付の対象となる経費相当額があるときは、当該経費相当額を補助対象経費から控除するものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、下関市SLL活用支援補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
 - (2) SLLに係る金融機関との契約書等（写し）及び当該融資が実行されたことが分かる資料等
 - (3) 当該融資がSLLに該当すること（SPTS、KPI及び融資条件との連動内容を含む。）が確認できる資料（タムシート、SLLフレームワーク、説明資料その他これらに準ずるもの）
 - (4) 検証機関による検証の対象、方法、実施時期及び成果物の内容が確認できる資料（業務仕様書、業務提案書、見積内訳書その他これらに準ずるもの）
 - (5) SBT認定の取得を確認できる資料（承認通知の写し又はSBTi公式サイトの承認済み掲載の確認資料）
 - (6) 見積書等の写し
 - (7) 履歴事項全部証明書（発行日から3月以内のもの）
 - (8) 市税の滞納なし証明書（発行日から3月以内のもの）
 - (9) 会社パンフレット（会社の経歴書）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、補助対象事業を実施する年度の2月末日までに行わなければならない。この場合において、当該申請ができる回数は、年度ごとに1回までとする。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、下関市SLL活用支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。
- 3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

- 4 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市S L L活用支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請の内容の変更等）

- 第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ下関市S L L活用支援補助金変更承認申請書（様式第5号）及びその他市長が認める書類を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次条に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による交付の申請の内容の変更に伴う補助金の額の増額は行わないものとする。
 - 3 補助事業者は、交付の申請を取り下げようとするときは、下関市S L L活用支援補助金取下げ承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、第1項又は前項の規定による申請があつたときは、当該交付の申請の内容の変更又は取下げを承認するか否かを決定し、下関市S L L活用支援補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第7号）又は下関市S L L活用支援補助金取下げ承認通知書（様式第8号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
 - 5 市長は、第3項の規定による交付の申請の取下げの承認があつた場合は、当該交付の申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。
 - 6 補助事業者は、第10条第1項の規定による実績報告書等の提出が同項に定める日までに完了しないときは、補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（軽微な変更）

第9条 前条第1項ただし書の軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の実施期間を短縮する場合
- (2) 事業実施計画書に記載の補助対象事業の内容に変更を及ぼさない範囲で補助対象事業の一部を中止する場合であつて、補助対象経費から該当中止分を除算するとき
- (3) 補助対象経費を増額する場合であつて、補助金の額に変更が生じないとき
- (4) その他市長が軽微と認める場合

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業を実施する年度の3月31日のいずれか早い日（その日が休日又は日曜日若しく

は土曜日の場合は、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日)までに、下関市ＳＬＬ活用支援補助金実績報告書(様式第９号)及び次に掲げる書類(以下これらを「実績報告書等」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の成果物の写し(計画書、分析資料、検証報告書、評価書等)
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し(請求書、領収書等)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

２ 前項の規定により補助事業者から提出のあった書類は、返還しないものとする。

(補助金の額の確定)

第１１条 市長は、実績報告書等の提出を受けた後、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、下関市ＳＬＬ活用支援補助金交付額確定通知書(様式第１０号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第１２条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに下関市ＳＬＬ活用支援補助金交付請求書(様式第１１号)を市長に提出するものとする。

２ 市長は、前項の請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第１３条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助対象事業が実施されなかったとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付を受けるまでに第３条に定める要件を欠くことになったとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める規定その他法律等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

２ 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、下関市ＳＬＬ活用支援補助金取消通知書(様式第１２号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第１４条 補助事業者は、前条第１項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から補助金を返還した日までの日数に応じ、

当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、当該金額が 100 円未満の場合又は市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを市長が定めた期限（以下「納期限」という。）までに納付しなかったときは、納期限の翌日から補助金を返還した日までの日数に応じ、返還を命じられた補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。ただし、当該延滞金の額が 100 円未満の場合又は市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項に規定する加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した加算金の額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。
- 4 第 2 項に規定する延滞金を納付しなければならない場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき額は、その納付金額を控除した額とする。

（届出の義務）

第 15 条 補助事業者は、補助金交付年度以降 5 年以内に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の移転又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。

（書類の保管）

第 16 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しておかなければならない。

（実施状況の調査等）

第 17 条 市長は、補助対象事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、補助事業者に対し書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助対象事業に係る帳簿等の関係書類、設備等及び実施状況について調査を行うことができる。

（補助内容等の公表）

第 18 条 市長は、補助事業者の名称、代表者名、補助内容、補助事業者に S L L を融資した金融機関の名称等について、公表することができるものとする。

(秘密の保持)

第19条 市長は、補助事業者がこの要綱に従って市に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助対象事業の遂行に関する一切の処理等を行う目的でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(協力及び情報の公表)

第20条 補助事業者は、市長が地域の脱炭素化の取組を調査し、又は公表するときは、これに協力するものとする。

2 補助事業者は、市長が補助対象事業の成果を普及するための事業を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

(その他)

第21条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(附則期日)

1 この要綱は、令和8年7月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年度以前の予算に係る補助金(同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。)の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。